

玉川大学学生処分規程

(目的)

第1条 この規程は、玉川大学学則(以下「学則」という。)第38条及び第39条及び玉川大学大学院学則(以下「大学院則」という。)第34条及び第35条に基づき、懲戒の基準について本規程を定める。

(懲戒事項)

第2条 玉川大学(以下「本大学」という。)学生が下記の行為を行ったときは、学則第38条及び第39条及び大学院則第34条及び第35条に該当するものとして同条に定める譴責、停学又は退学に処することができる。ただし、第8号・9号・10号～11号の場合は原則として退学処分とする。

- (1) 学生生活規程に違反し反省がないとき
- (2) 授業妨害、試験妨害及びその他重要業務の妨害
- (3) 試験における不正な行為
- (4) 構内施設、設備の毀損、破壊、奪取
- (5) 本大学の公示、掲示の破損、破棄
- (6) 本大学関係者に対する暴力的行為及び威嚇的行為
- (7) SNS(Social Networking Service)をはじめとするインターネット上への非常識な画像・文章等の公開
- (8) 以下の刑事上の罪等を犯し当該学生も認めているとき、又は刑事上の処分が確定したとき
 - ア 飲酒運転、無免許運転等悪質な運転による人身事故
 - イ 薬物犯罪(大麻、危険ドラッグ、覚せい剤等の所持、使用、売買又はその仲介)
 - ウ 悪質なストーカー行為
 - エ わいせつ犯罪(痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮等)
 - オ 凶悪犯罪(殺人、強盗、強姦、放火、詐欺等)
 - カ 情報ネットワークへの悪質な不正アクセス
- (9) 性行不良で改善の見込みがないとき
- (10) 正当な理由がなくて出席が常でないとき
- (11) 玉川大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したとき
- (12) 犯罪行為を行う等学生の本分に反したとき
- (13) 著しく玉川大学の名誉を傷つけたとき
- (14) 譴責が重なり改善がみられないとき

- 2 学部長又は研究科長は前項の行為を行った学生に対して、学則第38条及び第39条及び大学院則第34条及び第35条の処分が決定するまでの間出校停止を命ずることができる。

(学生処分委員会)

第3条 学部長又は研究科長は、前条第1項各号に該当する行為があった場合の学生の懲戒処分に関する調査及び処分案作成を目的とした学生処分委員会(以下「本委員会」という。)を設置する。

- 2 本委員会の運営については、別に定める玉川大学処分委員会運営細則による。

(処分)

第4条 学部長又は研究科長は本委員会において決定された処分案を当該教授会又は研究科会に諮る。

- 2 学部長又は研究科長は当該教授会又は研究科会での審議の結果、前条の処分案が譴責に該当する場合は、学部長又は研究科長において処分する。
- 3 学部長又は研究科長は当該教授会又は研究科会での審議の結果、前条の処分案が停学又は退学の場合は、学長に報告をし、学長が懲戒処分の決定を行う。

(処分の通知)

第5条 学部長又は研究科長は処分内容を学生及び保証人に通知する。

(停学期間)

第6条 停学期間中は、玉川大学内施設及び校地外等における教育研究活動及び課外活動を目的とした出校を禁止する。ただし、学部長又は研究科長が別に定めた場合はこの限りではない。

- 2 停学とする期間は、セメスターの期間をもって充てることを原則とする。

(事務主管)

第7条 本規程に係る事務主管は、学生支援センターが行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学部長会及び大学院研究科長会の議を経なければならない。

(附則省略)